

公園利用確認書（新型コロナウイルス感染症対策）

1. 公園利用のガイドライン

- (1) 団体代表者は利用者が以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせることに
・ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
・ マスクを持参すること（運動・スポーツ等を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- (2) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- (3) 他の利用者等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (4) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- (5) 感染防止のために公園管理者が決めたその他の措置の遵守、公園パトロールの際は公園管理者の指示に従うこと
- (6) 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、公園管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- (7) 公園利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- (8) 団体利用の場合、各利用者の連絡先などを把握しておくこと

2. 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- (1) 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（少なくとも 2 m 以上）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- (2) 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- (3) 運動・スポーツでマスクをしていない場合には、十分な距離（少なくとも 2 m 以上）を空けるよう特に留意をする必要があること
- (4) 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- (5) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- (6) タオル・ビブスの共用はしないこと
- (7) 飲食をする場合は、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け会話は控えめにすること
- (8) 飲みきれなかったスポーツドリンク等を公園に捨てないこと
- (9) 各競技統括団体等より別途ガイドラインが示されている場合は、それを遵守すること

上記のガイドラインを遵守し公園利用を行います。

令和 年 月 日

団体名：

代表者名：
